

募集中！

令和6年度

研究開発支援補助金

公益財団法人飯塚研究開発機構では、地域企業のみなさまの技術課題解決等を支援するため、開発段階に応じた各種補助金を準備しております。

実用化開発 補助金

補助金額 補助率
250万円以下 2/3以内

調査研究 補助金

補助金額 補助率
100万円以下 2/3以内

製品試作 補助金

補助金額 補助率
10万円以上 30万円以下
9/10以内

※補助金の詳細は裏面をご覧ください。

※補助金の内容は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

公募説明会を 令和6年4月11日（木）に開催します。

募集期間

令和6年4月1日 募集開始

令和6年4月1日に飯塚研究開発機構ホームページ上に応募申請書様式をアップロードします。
※飯塚研究開発機構ホームページ <http://www.cird.or.jp/>

応募方法

飯塚研究開発機構ホームページから応募申請書様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入して、必要書類を添付の上、ご提出ください。（郵送または持参）
※飯塚研究開発機構ホームページ <http://www.cird.or.jp/>

対象

- ①原則として、福岡県内に事業所を有し、かつ補助対象地域の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者
 - ②過去に飯塚研究開発機構において、「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」や「医療・福祉関連機器開発支援事業」を実施し、さらに継続して補完研究を実施する中小企業者
- ※補助対象地域は裏面参照。ただし、製品試作補助金は申請時に飯塚研究開発機構コーディネーターの指導を受けている者に限る。詳細については、下記までお問合せください。

お問い合わせ

公益財団法人飯塚研究開発機構 〒820-8517 福岡県飯塚市川津680番地41
TEL. 0948-26-1606（テクニカルコーディネーター直通）
TEL. 0948-21-1156（研究開発部）
メール. kenkyu@cird.or.jp URL. <http://www.cird.or.jp/>

募 集 要 項

研究開発支援補助金

補助金の概要

事業化の段階	調査研究補助金	販路開拓をめざして行う調査研究に対して助成します。
	実用化開発補助金	新規の実用化に向けた研究開発に対して助成します。
	調査研究補助金	事業化の可能性を事前に調査する（F/S）または、新規開発、技術の高度化をめざして行う調査研究に対して助成します。
	製品試作補助金	新規開発で、机上検討を「かたち」に具現化する際、試作に必要な経費を助成します。

※事業化段階と補助金活用の目安

応募方法

応募方法

- ・ 交付要綱をご確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。
- ・ 交付要綱および申請書様式は飯塚研究開発機構のホームページからダウンロードできます。
<http://www.cird.or.jp/hojo.html>
※令和6年度の要綱および様式は4月1日にホームページに掲載します。

選考方法

- ・ 調査研究および実用化開発補助金
申請書提出後に開催するプレゼン審査により、補助先を決定します。（6月上旬頃予定）
- ・ 製品試作補助金
申請書提出後に書面審査により、補助先を決定します。

	補助金額	補助率	補助対象経費	補助事業期間	募集期間	募集件数
実用化開発補助金	250万円以下	2/3	機械装置費、消耗品費、旅費、外注費、委託研究費、技術導入費、直接人件費、その他経費	交付決定日から令和7年1月31日まで	令和6年4月1日から5月17日16時まで(必着)	2件程度
調査研究補助金 ※	100万円以下	2/3	機械装置費、消耗品費、旅費、外注費、委託研究費、技術導入費、直接人件費、その他経費	交付決定日から令和7年1月31日まで	令和6年4月1日から5月17日16時まで(必着)	2件程度
製品試作補助金 ※	10万円以上30万円以下	9/10	消耗品費、外注費、直接人件費、その他経費	交付決定日から令和7年1月31日まで	令和6年4月1日から10月31日まで(随時受付)	10件程度

対象

- ①原則として、福岡県内に事業所を有し、かつ補助対象地域の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者。
- ②※については、①の他、過去に飯塚研究開発機構において、「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」や「医療・福祉関連機器開発支援事業」を実施し、さらに継続して補完研究を実施する中小企業者も対象。ただし、製品試作補助金は申請時に飯塚研究開発機構コーディネーターの指導を受けている者に限る。

(表1) 中小企業者として本事業の対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2) 『みなし大企業の定義』

- ・ 発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

技術高度化支援事業

技術の高度化や課題解決のために大学教授等の専門家の指導を必要とする場合、最適な専門家を紹介し、その指導料（謝金 30分あたり5,000円）を支援します。

募集期間 令和6年4月1日から12月28日にかけて随時受付

事業期間 採択日から令和7年2月28日まで

対象 研究開発支援事業の対象と同じ

支援限度額 【飯塚研究開発センター入居企業】1社あたり22万円 【その他の企業】1社あたり11万円